

第1章

解説

平成29年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」の概要と成果等について紹介します。

スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

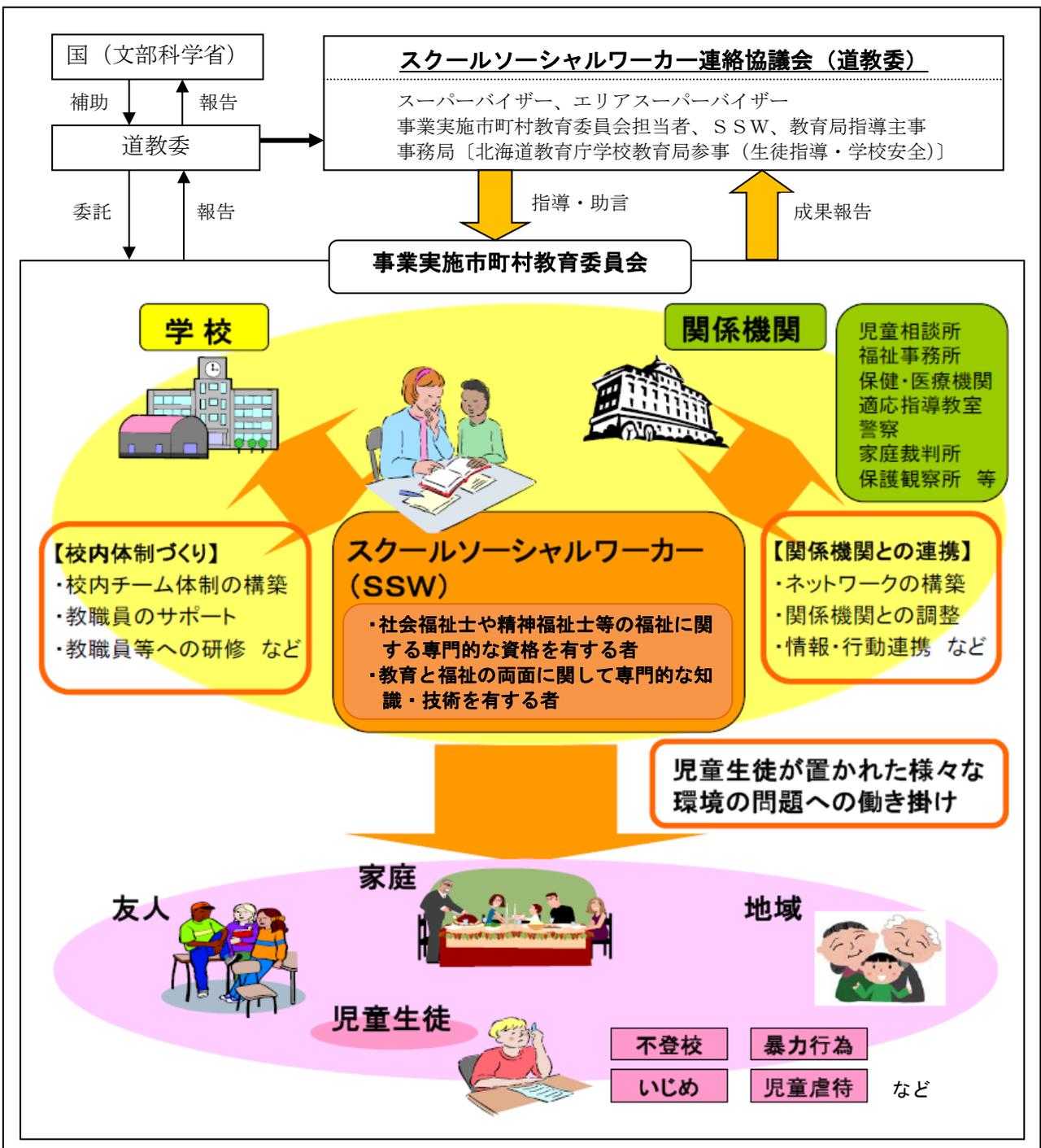
【趣旨】

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っています。

そのため

- ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
 - ② 児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）への働きかけ
- などを通して、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）を市町村教育委員会に配置し、教育相談体制の充実を図ります。

【組織体制】



スクールソーシャルワーカー（SSW）の役割

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子どもの貧困、虐待等の背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境に課題がある事案も多くあります。その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められており、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられています。

北海道教育委員会では、平成20年度から本事業を実施し、SSWが市町村教育委員会や学校、児童相談所等の関係機関と連携して、児童虐待や家庭内暴力などが背景にある不登校等の問題の解決に向けた取組を進めています。

スクールソーシャルワーカー（SSW）の職務

SSWは、次の職務内容を、学校と連携して適切に実施します。

① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

SSWは、児童生徒や保護者等との面談や家庭訪問、地域からの情報収集等を通じて、児童生徒の置かれている環境や、児童生徒及び保護者のニーズを把握します。把握した情報を基にアセスメント（見立て）を行い、支援計画を立案・実行します。

また、教職員等に対しても、情報提供や相談に応じるなどのサポートに努めます。

② 学校内におけるチーム体制の構築・支援

児童生徒やその家庭を支援する校内体制が構築されるよう、教職員とともにチーム体制の構築を行います。

ケース会議では、学級担任、養護教諭、SC等の関係者から提供される情報を基に、福祉的な観点から支援策を立案します。

③ 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整

児童生徒をサポートする人的資源や機関が十分に整うよう、行政や関係機関に働き掛け、地域の様々な資源を活用してサポート体制構築への働き掛けや支援を行います。

④ 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

学校内において、不登校、いじめ等を認知した場合やその疑いが生じた場合、また、災害等が発生した場合は、速やかにケース会議を開催し、その支援策を検討します。支援策を検討する際には、何を目標とし、誰が中心となり、どのように対応するのかについて必ず明確にすることが必要です。検討の結果に基づき、SSWは、以下のような個別対応を行います。

- ・いじめ防止に積極的にかかわるとともに、いじめた児童生徒やいじめられた児童生徒に関するアセスメント及びプランニングにより、いじめの解消や再発防止を支援
- ・当該児童生徒だけでなく、その保護者同士や教員同士、保護者と学校にも対立構造が予想されるため、保護者会や学校のチーム会議などの開催を支援
- ・いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員として、同法に基づく対応を支援
- ・ケース会議等を踏まえた、不登校、問題行動、子供の貧困、虐待、災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対する関係機関との連携支援

スーパービジョン体制の確立

本道の広域性を踏まえ、事業全体の推進に関して指導助言するスーパーバイザーを配置するとともに、全道を7つのエリアにエリア・スーパーバイザーを配置し、事業実施市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー（SSW）及び道立学校から相談を受け、必要に応じて支援を行う体制を整えています。

スーパーバイザー 札幌学院大学教授 横山 登志子 氏

上川・留萌・宗谷・オホーツクエリア
エリア・スーパーバイザー
名寄市立大学教授
小 銭 寿 子 氏

十勝・釧路・根室エリア
エリア・スーパーバイザー
帯広大谷短期大学准教授
佐 藤 英 晶 氏

空知・後志・日高エリア
エリア・スーパーバイザー
北海道医療大学講師
福 間 麻 紀 氏

石狩・胆振エリア
エリア・スーパーバイザー
北星学園大学専任講師
大 友 秀 治 氏



渡島・檜山エリア
エリア・スーパーバイザー
北海道教育大学函館校准教授
森 谷 康 文 氏

【平成 29 年度 S S W 配置市町村】

- 空知管内：岩見沢市、滝川市、深川市、美瑛市、砂川市
- 石狩管内：石狩市、北広島市、江別市、恵庭市、千歳市
- 後志管内：小樽市
- 胆振管内：室蘭市、登別市、苫小牧市、白老町
- 日高管内：浦河町
- 渡島管内：北斗市
- 上川管内：東神楽町
- 留萌管内：留萌市
- 宗谷管内：稚内市、枝幸町
- オホーツク管内：北見市、遠軽町、斜里町
- 十勝管内：音更町、幕別町、清水町
- 釧路管内：釧路市
- 根室管内：中標津町、別海町

(30 市町)

地域別研修会の開催

全道 5 会場において、実践事例に基づく事例研究を行い、エリア・スーパーバイザーからの指導助言を受けて、SSWの専門性の向上を図っています。

- 空知・後志：平成 29 年 10 月 25 日（水）
日高
- 石 狩：平成 29 年 10 月 25 日（水）
- 十勝・釧路：平成 29 年 11 月 7 日（火）
根室
- 胆振・渡島：平成 29 年 11 月 10 日（金）
檜山
- 上川・留萌：平成 29 年 11 月 29 日（水）
宗谷・オホーツク

SSWを活用した効果的な実践に向けて

平成20年度から10年間の取組を通して、SSWを活用して効果を上げている実践では、問題への対応をSSWに任せきりにすることなく、市町村教育委員会や学校、SSWが支援の目標とそれぞれの役割・分担を明確にするとともに、関係機関と連携協力した取組を進めています。

■ 市町村教育委員会 ■

- ① 学校の教職員や保護者に対して、SSWの役割や活用の在り方について、継続的に広報を行うとともに、積極的に利用するよう周知を図っている。
- ② 校長会や教頭会、生徒指導担当教員等が集まる会議等において、生徒指導の現状について交流したり、SSWが助言する機会を設定したりするなど、学校とSSWが問題の発生前から連携する基盤を築いている。
- ③ 市町村のSSW活用事業運営協議会等においてエリア・スーパーバイザーを活用した研修会等を開催してSSWの専門性の向上を図るとともに、教職員や関係機関の職員を交えて関係機関の連携した対応について理解を深めている。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、SSWとの情報交換を緊密に行い、状況に応じて学校へ指導するとともに、児童相談所や福祉課等の関係機関への積極的な働きかけを行い、SSWの活動をサポートしている。

関係機関

三者が連携し問題を起こしている児童生徒やその保護者の

「知」（知識・認識）を変え

「情」（感情・喜怒哀楽）を変え

「意」（意志決定・行動）を変え

自らの力を引き出すエンパワーメントアプローチ

関係機関

支援の継続

地域資源の把握

■ 学校 ■

- ① 校長のリーダーシップの下、生徒指導上の問題に対して学校全体で組織的に対応する体制を確立している。
- ② 全教職員が、SSWの役割等を理解し、必要に応じてSSWに相談して支援を受ける体制を整えている。
- ③ SSWやSC（スクールカウンセラー）を講師として、児童生徒理解や問題行動等への対応に関する校内研修を継続的に実施している。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、当該児童生徒の学校生活や家庭生活の状況等について、SSWとの情報交換を緊密に行っている。

■ SSW ■

- ① 各学校の組織のストレングスや課題、取組状況について理解し、当該の問題行動等への対応のキーパーソンやポイントとなるものを提示している。
- ② 学校が困っていること、教職員のニーズや考え方を理解し、共有した上で一緒に考えながらアドバイスをしている。
- ③ 問題行動等を起こす児童生徒やその保護者に対して、福祉の視点から新たな対応のポイントを提示し、当該児童生徒や保護者などへの働きかけを行っている。
- ④ 問題行動等の特質に応じたプランニングを行い、学校や関係機関との情報共有、支援の目標・役割分担を明確にしながら対応を進めている。